

敷地内の通路

1. 原則の取扱い

敷地内の通路（令第128条）は、屋外通路とし、原則当該通路は上空まで開放された通路であることが必要である。

2. ピロティ部分等を敷地内の通路とする場合

ピロティやバルコニーなど、天空でない部分を敷地内の通路として扱うには、下記の条件を全て満たし、かつ、避難上支障がない場合とする。

- ・通路の有効幅員を1.5m(90cm)以上確保すること。
- ・通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床及び常時閉鎖式の防火設備で区画し、通路の壁及び天井の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料とすることその他これに準ずる措置を講ずること。
- ・通路部分は外気に十分開放されていること。（隣地境界線から有効50cm以上確保すること。）
- ・駐輪場（原動機付自転車は除く。）を設ける場合は下図の条件を満たすものとする。

